

5 いじめへの対応

1 いじめの早期発見・早期対応

(1) 問題の兆候の把握等

- ① 教職員が児童生徒の悩みを受け取るためには、日頃から児童生徒との深い信頼関係を築くことが不可欠です。
- ② 児童生徒の生活実態のきめ細かい把握に努めるとともに、いじめを早期に発見するための積極的な取組を進めましょう。いじめの発見にあたっては、複数の目（担任、部活動顧問、教科担当者、教育相談担当教員など）により情報共有することが不可欠です。児童生徒や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、速やかに教職員相互において情報交換するなどにより、適切かつ迅速な対応を図りましょう。
- ③ スクールカウンセラーや養護教諭などとの連携に努め、学校等における相談機能の充実を図ることが大切です。児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談の体制を整備しましょう。
- ④ 児童生徒の仲間意識や人間関係の変化に留意しつつ、いじめの発見や対応に努めるとともに、特に、種々の問題行動等が生じているときには、同時に他にいじめが行われている場合もあることに留意しましょう。
- ⑤ いじめの問題解決のため、いじめを把握した際には、必要に応じ、教育委員会に報告したり、関係機関と連携を図ったりすることが大切です。

(2) いじめ発見のポイント

現代のいじめは複雑化・潜在化し、大変見えにくくなっています。しかし、いじめられている児童生徒は何らかのサインを発していることが多く、いじめの問題の解決には、その兆候にいち早く気づいて、早期に対応する必要があります。

学校や家庭で次の例に示すようなサインが見られたら、いじめが存在している可能性があります。「いじめはどの子にも起こりうる」という認識を持ち、きめ細かな注意を払って把握を行うことが必要です。

(3) いじめの状況と心理の変化

年齢が上がるにつれて、周りには遊びといじめの区別がつきにくくなります。初期の段階ではグループ内の子どもたち自身も自覚していないこともあります。

周囲のセンサーの感度を高め、グループ内に対等な人間関係、一定のルール、心の交流が存在しているか注意し、遊びからいじめに進行していくまでに対処することが大切です。

「遊び仲間」 対等・平等の関係
○遊びや生活をとおして、互いにふざけあったり、じゃれ合ったりいさかいがあったりする。
支配・服従関係のめばえ
○立場を入れ替えながら、ふざけ・いじわる・からかいなどを行うようになる。 ○度重なるふざけ・からかいなどを不快に感じるようになる子どもが見られ出す。



	グループの行動・状況	いじめられている子どもの心理
↓ いじめに発展	<p>第1段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ○標的を固定化しゲーム感覚でいじめが行われる。 ・いじめられている子どもの悪い所をPRして周囲に差別意識を植え付け、いじめられている子どもを孤立無援の状態にする。 ・周りにいる子どもに対して、自分が標的にならないように見て見ぬふりをするよう仕向ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲から差別的な対応を受けることで、自分に何か原因があるのではないかと、自己を否定する感情が高まる。 ・助けてほしいのに、先生を含め大人も助けてくれないことから孤立感が高まる。
↓ 深刻化	<p>第2段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめが次第にエスカレートし過激で暴力的になり執拗に行われる。 ・いじめられている子どもが「反撃しても無駄だ」と思うまで続けられる。 ・「大人に話すことは卑怯な行為である」と、いじめられている子ども及び周囲の子どもに認知させ、牽制することで、いじめの事実が大人に知られないようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大人に話すことは卑怯なことだということ自分の中にも取り入れてしまう。また、いじめには大人が介入できないものと思い込むようになる。 ・いじめが繰り返されることと、誰も味方になってくれないことから、なされるがままにしておいた方がいいと思うようになり、抵抗しようという気持ちが失せていく。
↓ 深刻化	<p>第3段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ○周囲に見せるいじめとわからないような振る舞いや関係の裏で、深刻ないじめが行われる。 ・他の人たちの前では楽しく遊んでいるかのように見せ、いじめではないと周囲に思わせる。 ・多額の金銭搾取や暴力など露骨かつ陰湿ないじめを行うようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・孤立する状態が続き、誰にもわかってもらえない苦しみ、どうにもならないという閉塞感を募らせる。 ・無理難題を押しつけられ、理不尽と思いつつも、いじめられている子どもの言いなりにならざるを得ない自分を無価値な存在として受けとめるようになる。 ・自分のことは自分で始末をつけるという感覚(最後のプライド)を喪失することを恐れ大人に知られたくないと思うようになる。

(中井久夫氏の整理による)

(4) 集団の規律や人間関係に変化が起きているときにみられるサイン

次のようなサインが見られるときには、いじめが潜んでいる可能性があります。

◆教室や廊下で、仲間同士集まり、ひそひそ話をしている。

◆仲間だけにわかるようなサインや隠語を使っている。

◆教師が近づくと、グループが不自然に分散する。

◆特定の子どもに周りの子どもが異常に気をつけている。

◆特定の子どもの発言に対して周りの子どもが、迎合している。

◆教師によって態度を変える。

◆自己中心的な言動が目立ち、ボス的な子どもがいる。

◆ふざけた雰囲気の中で、班長や学級委員が選ばれる。

◆一日中、特定のグループで固まって行動している。

◆特定の子どもの発言に対して周りの子どもが、顔を見合わせたり、笑ったり、さげすんだように反応している。

◆友だちからの声かけを意図的に無視する。

◆教師が近づくと、急に仲のよいふりをする。

◆金品の貸し借りを頻繁に行っている。

◆掲示物、黒板、壁に落書きや中傷表現が見られる。

◆教師から誤解（悪者扱い）されていると思い込んで、すぐむきになったり、行動、動作が乱暴になったりする。

<家庭では……>

◆電話等での会話の中に、「キモイ」「ウザイ」「むかつく」「ばい菌」というような言葉や差別的なあだ名が聞こえてくる。

◆与えた覚えのない小遣いや洋服、物を持っていたりする。



◆頻繁に電話をかけたり、メールを送信したりして、その後に外出する。

(5) いじめが起きているときに子どもにみられるサイン

子どもたちの心は体調や行動に表れるものです。ここではいじめを受けている場合の特徴的なサインを示しましたが、いじめによる心への影響は表面化しにくく、個人差も大きいため、周囲にはわかりにくいものです。

もともと子どもそれぞれに性格や行動の特徴は異なりますから、何か不安や悩みがある場合に一樣の状態を示すということはありません。ふだんから一人一人の子どもの様子を注意深く理解し、何らかの変化があったときには敏感にとらえることが大切です。

いじめられているときに見られるサイン

- ◆表情が暗い。顔色がよくない。
- ◆いつもおどおどしている。
- ◆ぼんやりしたり、そわそわしていたりする。

- ◆一人で登校することが多くなる。
- ◆早く登校したり遅く登校したりする。
- ◆登校をしぶるようになる。
- ◆遅刻・早退・欠席が目立つようになる。
- ◆欠席の理由がはっきりしない。

- ◆宿題・課題をしないことが多くなる。
- ◆学習意欲、学習成績が低下する。
- ◆次の学習準備をせずにぼんやりしている。

- ◆周囲に過度な気遣いがみられる。
- ◆周りからのあいさつや声かけに反応しない。
- ◆友だちやグループに交わらず、一人ぼつんとしている。
- ◆これまで仲の良かったグループからはずれて（はずされて）いる。
- ◆休み時間になっても、自分の席から離れようとしめない。
- ◆特に用もないのに保健室や職員室などに来て時間を過ごすことが多くなる。
- ◆いつも教師の近くにいたがる。逆に、避けようとする。



- ◆遊びの中で、いつもいやな役をさせられる。
- ◆プロレス遊びのようなことに無理やり加えられる。
- ◆異様な声かけやふざけともとれる行為を受けている。

- ◆机の周りに学習用具が散乱している。
- ◆教科書・ノートに落書きされている。
- ◆グループの活動のときに、無視されたり無理強いさせられたりしている。
- ◆周りの児童生徒が席を離して座ろうとする。
- ◆発言をやじられたりからかわれたりする。

家庭でも「おや？」と思うことはありませんか？

- ◆表情がさえず笑顔が見られなくなる。
- ◆食欲が急に落ちる。
- ◆ささいなことで怒ったりイライラしたりするようになる。

- ◆登校をしづむようになる。理由がはっきりしない。

- ◆学校や友だちの話題を避けるようになる。
- ◆部活動をやめたい、学級をかわりたい、転校したいなどと話すようになる。



- ◆友だちからの電話に出たがらない、おびえる。
- ◆無言電話、不審電話がかかる。
- ◆つきあう友だちが急に変わり、呼び出しが多くなる。
- ◆遊びに出たがらない。
- ◆帰りが遅くなったり、理由も言わずに外出する。

- ◆家庭からお金を持ち出したり必要以上に小遣いを求めたりする。
- ◆理由のはっきりしない衣服の汚れや破れ、打撲や切り傷などがみられる。

- ◆刃物や危険な物を持ち歩くようになる。

- ◆楽しんでいたことに興味を示さなくなる。

- ◆部屋に閉じこもったり、家族と一緒に食事を取りたがらないようになったりする。

- ◆死や非現実的なことに関する情報に関心を持つようになる。

いじめにより、子どもは自己表現、問題解決や判断が難しくなってきます。周囲の大人による早期発見や早期対応、温かい支えが必要です。

- 「気のせいではないか？」「あなたにも悪いところがあるのでは？」
「もうちょっとがんばっては？」など否定的に受けとめるのではなく、また、できるだけ口をはさまず、じっくりと話を聴いてあげましょう。
- あなたは大切な存在だ、どんなことがあってもあなたの味方であるという親としての強い意思をしっかりと伝え安心感を与えましょう。
- 小さな変化でも学校にすみやかに相談しましょう。電話や手紙よりも、先生と直接話し合うことが大切です。学級担任以外にも、学年主任、養護教諭、教育相談担当、生徒指導担当、管理職など誰にでも相談できます。
- いじめていた子どもの保護者とは、学校と相談しながらかわります。
- 学校に相談しにくい場合には、相談機関に相談しましょう。

(6) アンケート

①鳥取県の状況

文部科学省が実施した『いじめの問題への取組状況に関する緊急調査(平成23年1月20日)の結果(概要)から次のような状況がわかりました。

- ◆全校種とも、実施頻度は年2～3回が多い。しかし、いじめに特化したアンケート実施の割合は高くない。
- ◆「記名式」アンケートの占める割合が大きい。

②アンケート作成上の留意点

ポイント1 アンケートの目的に応じて無記名式・記名式を選ぶ

無記名での回答の強みは、安心感があり、はっきりと意思表示できることです。記入内容がいじめ側へ気づかれたり、仕返しをされたりする心配もありません。いじめの有無を把握する目的で実施する場合は、無記名がよいでしょう。(本人の意思に任せる)

ポイント2 文章の記述を求める質問項目は作らない

アンケートはほぼ同じ時間内に全員が終了することが大切です。具体的な記述を求める質問項目は時間差を生みます。子どもたちにとって「あの子が何かを書いている」と悟られることは、集団からの大きなプレッシャーになります。

ポイント3 周囲の情報をキャッチする、いじめの内容・程度を具体的に質問する

ひどいいじめを受けていても「あなたはいじめられていますか」と聞かれて「はい」と答える子はほとんどいませんので、次のような問い方を工夫します。

① 周囲の子どもたちの情報もキャッチできる質問を取り入れる

質問例

「いじめにあった人のことを見たり聞いたりしたことがありますか」

② 具体的な項目をあげて質問する

質問例

「仲間はずれや無視をされたことがありますか」

〔ある → 1, 2回 3, 4回 5, 6回 それ以上
 ない

あるいは、

「どないじめですか」

- ・仲間はずれや無視 ・冷やかしかからかい ・たたかれる、けられる
- ・お金などを出せといわれる ……………

ポイント4 今現在の状況をキャッチできる問い方をする

いじめの早期発見のためにアンケートの頻度を上げて定期的に行う場合には、アンケート実施時点の状況が正確に把握できるように問うことが必要です。

質問例

「あなたはいじめられたことがありますか」

- ・いじめられたことはあるが、今はいじめられていない
- ・今いじめられている
- ・ない

③アンケート実施上の留意点

ポイント1 安心して回答できるように配慮する。

- ① 児童生徒一人一人の座席の間隔を十分とる。
- ② 調査の間は私語、よそ見しないように注意しておく。
- ③ 回答し終えた時点で他の人に見えないようにする。
 - ・アンケート用紙とは別に白紙を一枚用意し、回答後にその白紙をかぶさせる。
 - ・二つ折りにさせる。
 - ・裏返しにさせる。
- ④ 回答内容は個人の秘密であり、どう答えたかを人に尋ねない、尋ねられても話す必要がないことを伝える。
- ⑤ 回答し終えたアンケートを児童生徒に集めさせてはならない。回して集めさせる、前送りもいけない。児童生徒自身が教師に手渡し、教師自身が集めて回って一枚一枚丁寧に回収する。

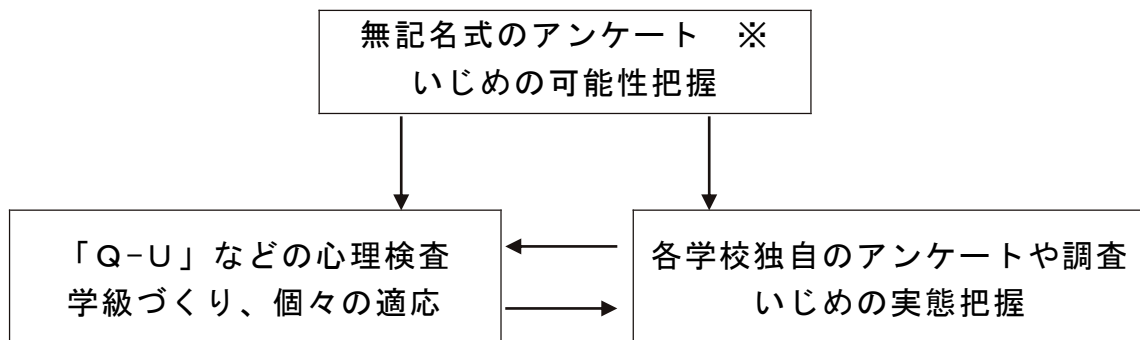
ポイント2 調査の集計、とりまとめスケジュールをあらかじめ共通理解しておく

ポイント3 定期的な実施で事態の推移を見守る

まず新年度を迎えた4月後半から5月に1回、その後は、月ごと、学期ごとなど学校の実態に応じて実施する。

ポイント4 他の調査等の併用を図る

いじめ・不登校総合対策センターのホームページで「いじめと心のアンケート」※を提供しています。そのような無記名式のアンケートを定期的を実施することによってアンケート実施時点でいじめが起きているかどうか把握し、いじめの早期発見・早期対応につなげるとともに、各学校で実施されているアンケートや検査などと有機的につなげていくことも検討していただきたいと思います。

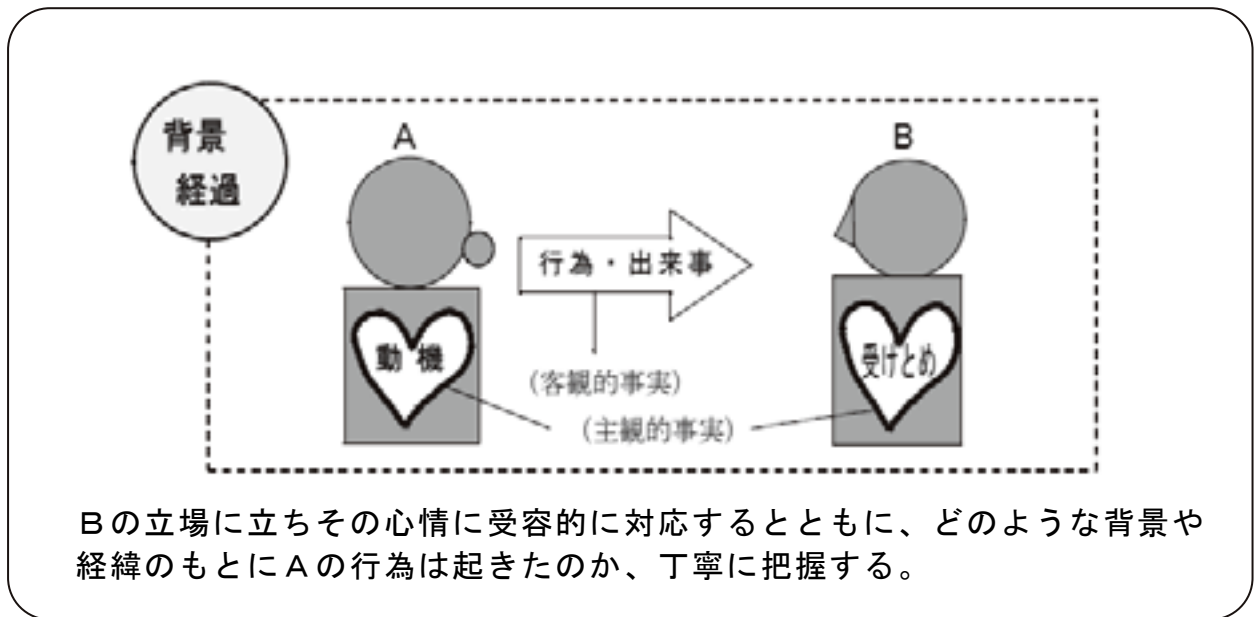


※ 10 関係資料参照

(7) 子どもの行為の判断と対応にあたって

鳥取県いじめ防止基本方針では、「いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、人間として絶対に許されない卑怯な行為です。」としています。「卑怯」とは、「ずるくて心が正しくない」というような意味です。

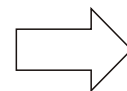
いじめであるかどうかの判断や対応にあたって、子どもたちの行為をひとくくりにするのではなく、その行為ややりとりがどのような動機や経過によって起こったものであるかとらえるとともに、客観的事実と主観的事実とを丁寧に調べ整理し判断することが必要です。また、発達段階をふまえて対応をすることが大切です。



① 動機や経過を丁寧にとらえる

その行為・出来事がいじめであるかどうかの判断にあたって、

- ・ (優位な) 力関係を乱用しようとしたものかどうか
- ・ 自分を利するために他を害したものであるかどうか
- ・ 故意によるものか偶然によるものか
- ・ 悪意をもってなされたものかどうか
- ・ 差別的な心情や支配的な意識があったかどうか



「卑怯な
いじめ?」



「いじめは、力関係の乱用」

平成25年度文部科学省説明会
森田洋司氏の講演から



② 発達段階ごとの特徴をふまえる

小学校低学年

○幼稚園や保育所での経験をもとに、違う環境で

- ・他者との関係を再構築し始める時期
→親以外の大人（先生）との関係をうまく保つことで愛情を感じる
→独力で友だちをつくることで自他比較をするようになる
- ・学校の規則や習慣に従うことで規範意識を身につける時期
- ・自律的な活動は難しい時期
→自分の主張はするが相手への配慮はきわめて乏しい
→周りの大人の援助がないとトラブルも発生しやすい



行為の表れ方、いじめの特徴

- ◆自分の感情を言葉で表現できず、「たたく」「ける」等の行動となる。
- ◆関わり方の不器用さから相手に不快感を与える。
- ◆仲間を求めて行うものや、欲求不満から行うものが多い。
- ◆ちょっかいを出すような「悪口を言う」「人の嫌なことをする」などの言動が多い。



☆自分の非を素直に認める、謝る、許す、仲直りするなどの経験を繰り返すことは、この時期の子どもたちの社会性を形成していく上で重要な行為である。行為がどのような意味を持つかを考えさせる機会としてとらえていく必要がある。

☆教師とのつながりが強いことから、適切な指導を行うことによって、いじめられている子どもが大きな打撃を受けることを未然に防止できる可能性が高い。

☆学級全体への指導とともに、人に嫌な思いをさせたり、いじめたりする子ども一人一人への丁寧な指導、日常的な友人との接し方やルール、自己表現を促す指導が大切である。

小学校中学年期

○学校で長い時間生活することで、親や家庭との心理的な距離がとれだし

- ・自分だけの秘密を持つようになる時期
- ・3～5人のグループで遊ぶことが多くなる時期
→ルールのある協同遊び（鬼ごっこ、かくれんぼ）や集団ゲーム（ドッジボール、野球など）が多くなる
→他者と秘密を共有したり共通の対象・敵をつくり連帯感を強めようとする
- ・自分の言動が他者に及ぼす影響をおもしろく感じる時期



行為の表れ方、いじめの特徴

- ◆仲間はずれや無視など心理的ないやがらせが見られるようになる。
- ◆同性のグループが形成され、自分たちのグループと異なる雰囲気を持った子どもを排斥しようとする。
- ◆嫉妬心や支配欲から、いたずらやいやがらせをする。



☆いじめと判断しにくい事象が増える。複数の教員で、子どものグループ形成や動向、グループ内での人間関係を注意深く観察する必要がある。

☆いろいろな仲間と交流ができるよう配慮することが大切である。

☆行為の主体者は遊び感覚でふざけているつもりでも、対象者はいじめられたと感じている場合が多い。相手の不快な感情を言葉にして伝えさせたり、よりよい関わり方について考えたりすることも経験させる。

小学校高学年

○遊びや活動をとともにする友だちの幅が広がる時期

- ・3～5人で遊ぶことが最も多いが、それ以上のグループで遊ぶ子どもの比率も増加する
- ・学校外の活動や塾などの場で、これまでとは異なる仲間とふれあう機会も多くなる
- ・反面、集団の中の自分や集団と自分の関係について気になる時期



行為の表れ方、いじめの特徴

- ◆仲間はずれや無視、しつこく悪口を言うなど心理的ないじめが多くなる。
- ◆グループが固定化し、対抗意識が激しくなりいじめに発展することが多い。
- ◆リーダー格の子どもが現れてグループ内での支配欲がいじめに発展することがある。
- ◆いじめがあっても、それをいじめと認める割合が減少する。



☆グループへの同調志向が強くなり、心の中では悪いと思いつつも「みんながするから……」という理由で自分を守ろうとする傾向があることをふまえて指導する。

☆大きな集団によるいじめが発生する可能性があるため、学級内外のグループの関係の変化に留意し、複数の教員で情報交換・共通理解を図ることが必要である。

☆女子には、不安定な思春期の心理特性が早く表れることに留意して、グループ形成や子どもの行動・心理に配慮しながら指導する。

☆いじめに対しては多くの子どもが「いけないこと」と考えている。いじめだとはっきり認識することができれば、正常な善悪判断ができる状態の子どもが多い。状況に応じた自分の役割の把握や仲間とのもめごとを解決するために具体的に何をすればよいかを考え、自分の行為を客観的に見つめ直し、正しい判断ができるよう指導する。

青年前期（中学生期）

○身体が急速に変化し、情緒的には自立と依存を繰り返す時期で、些細なことでもいら立って反抗したり逆に落ち込んだりして、心理的に激しく動揺する。友だちとの関係を大切にすが、「友だちからどう思われているか」を気にし、中には仲間からはじかれなように必死に付き合っている子どももみられる。

- ・論理的に納得がいかないことがあったときや自分のやりたいことを制限されたとき、仲間に同意を得られないときなどにストレスを感じやすい。
- ・自分の中で消化しようとしてストレス反応（イライラやモヤモヤ）が増幅されることも多くなる。
- ・ストレスをうまく対処できない場合に、他者への攻撃や社会への反発などの形で現れることがある。



行為の表れ方、いじめの特徴

- ◆グループ内で仲間同士の悪口から生じるいじめ、グループ内で優位性を示そうとすることから生じるいじめ、仲間同士の結束を図ることから生じるいじめなどが多く見られる。
- ◆子ども同士のグループ形成が多様化・拡大化することから、大集団における嫌悪感をともなったいじめや、反発・報復の意識をもったいじめが目立つようになる。
- ◆他者がいじめられることを愉快に感じたり、他者がいじめられることに無関心を装ったりする行為がしばしば見られる。



☆中心となっている子どもに対する継続的な対応を行うとともに、周囲の子どもたちを含む集団に対して、いじめの不当性を徹底して指導する必要がある。

☆感情的なコントロールが必要な時期である。また、落ち着いて自分を見つめ直せば、自分の行為を客観的に見ることができる時期でもある。本人の存在価値を自覚させ、信頼関係をつくって少しずつ自分を開示していくことができるような指導を行う。

☆重大なケースの場合には、学校全体でいじめられている子どもを守る体制をつくり、いじめている子どもに対しては、背景にも留意して指導するとともに関係機関等との連携を密にしながら指導を行う。

青年期（高校生期）

○青年期は自分が所属する社会（家族、学級、学校、地域、国家など）と自分の関係を多様な情報から判断できるようになる。義務や権利、自由や責任などへの意識も高まり、公私の区別がついてくる時期でもある。高校生期は、親の保護のもとから、社会へ参画し貢献する、自立した大人となるための最終的な移行時期である。思春期の混乱から脱しつつ、大人の社会でどのように生きるのかという課題に対して、真剣に模索する時期である。

- ・大人社会の直前の準備時期であるにもかかわらず、自らの将来を真剣に考えることを放棄したり、目の前の楽しさだけを追い求める刹那主義的な傾向の若者が増加している。
- ・多くの高校生は友人関係に大きな価値を置きながら、現実にはお互いが傷つくことを回避して表面的で同調的な関係に留まっていることが大きな傾向となっている。すなわち、特定の仲間の集団の中では濃密な人間関係を持つが、集団の外の人に対しては無関心となり、さらには、社会や公共に対する意識・関心の低下といった指摘がある。



行為の表れ方、いじめの特徴

- ◆ゲーム感覚のいじめはなくなってくる一方で、悪口や無視、携帯電話やPCを使ったネットいじめ、万引きの強要といった悪質ないじめが目立つようになってくる。
- ◆相手の人格・人間性にダメージを与える種類の嫌がらせも多くなり、いじめ被害の心的ダメージも大きい。

- ◆場合によっては、周囲も「いじめられるほうにも原因はある」と醒めた目で見ていることもあり、教師に報告することが少なくなり発見しにくい傾向が生じる。
- ◆いじめられる側の心理も複雑になり、自分がいじめられているのは仕方がないことだとあきらめる生徒も出てくる。そのような生徒には、小学校や中学校の時代から継続的にいじめのターゲットにされているケースも多く、自尊心が著しく低下し、社会的不信感を抱いていることがある。



- ☆日頃から学校は、いじめに対して毅然とした態度でのぞむことを生徒たちに十分理解させておく。集会やLHRなどの機会を通して「いじめは卑劣な行為であり、理由の如何を問わず、決して許される行為ではない」と継続して指導する。
- ☆いじめや問題行動は、多くの場合、生徒を取り巻く生活環境やストレスが影響しており、日頃から面談等を通じて生徒を理解し家庭との連携を深めておくことが大切である。
- ☆授業中に限らず休憩時間や学校行事の時など、生徒の素の姿が現れやすい機会に、その動向や人間関係に気を配り、何らかの懸念が生じたら、すぐに教職員間で情報共有を図る。

2 実効性のある指導体制と対応を

(1) 組織による対応

『いじめ防止対策推進法』で、校内に「いじめ防止等の対策のための組織」（以下「校内組織」とする）を設置することが義務づけられました。いじめが生じた際に、いじめの訴え等を学級担任が一人で抱え込み事態が深刻化するようなことがあってはなりません。いじめの悪化を防止し真の解決に結びつけるために、各学校において、それぞれの教職員の役割分担や密接な情報交換により共通認識を図りつつ、組織として一致協力して指導に取り組む実効性ある体制を確立することが必要です。

(2) 当面の対応展開例と留意点

1 いじめ情報（気になる情報）のキャッチ

- ・いじめが疑われる言動
- ・生活ノート等の気になる言葉
- ・児童生徒や保護者の訴え
- ・アンケート
- ・他の教職員からの情報 など

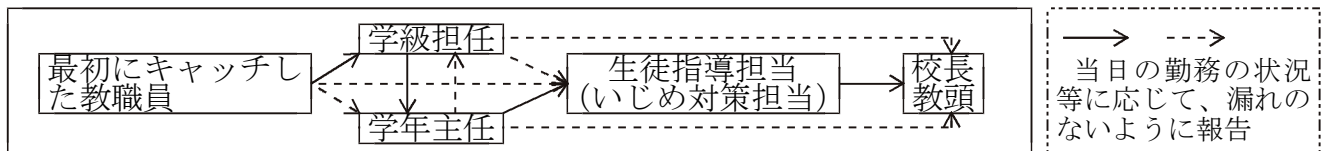
独断で判断して
解決を焦らない

報告を受けた担任が陥りやすい傾向

- ・自分の責任と思いつめ、自分だけで解決しようとする
- ・指導力が否定されたと感じる
- ・解決を焦る

2 報告

- ・分かっている範囲で5 W 1 Hにまとめ、事実のみを伝える（可能ならメモ提供）
- ・記録者を決めておき、時系列で正確かつ詳細に記録する



3 校内組織の編成

事態に応じて柔軟に編成する

4 対応方針の決定・役割分担

(1) 情報の整理

- いじめの様態、発見のきっかけ、いじめの発端、被害者・加害者・周囲の状況など

(2) 対応方針

- 緊急度、重大度の確認
- 事情聴取や支援・指導の際に留意すべきこと

(3) 役割分担

- 被害者からの事情聴取と支援の担当者
- 加害者からの事情聴取と指導の担当者
- 周囲の児童生徒からの事情聴取の担当者

- 当面の全体・学級指導の必要性判断と担当者 ○ 保護者会開催の有無
- 関係保護者への対応担当者 ○ 関係機関への連絡の有無・対応担当者

事態に応じて職員会議の開催

- ① 全職員への周知と共通理解
 - ・ 事態の概要をまとめた資料を準備
- ② 今後の対応方針と役割分担
 - ・ 原案を提示し、緊急度により協議または報告のみ

※状況によっては
3、4、5-①を
並行展開するなど
臨機応変に対処

5-① 事実関係の聴取と児童生徒への支援・指導

(1) 事実関係の聴取にあたって

- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所、時間帯などに配慮する。
- いじめられている子どもといじめている子どもと、事情を聴く場所を分ける。また、子どもを待機させる部屋の様子は、教師の目が届くようにしておく。
- 話しやすい雰囲気をつくり、状況、きっかけ等を丁寧に聞き、事実に基づく指導を行えるようにする。
- いじめられたとする子どもの話の流れを大切にし、質問は内容を整理するためのものに絞るなど、質問をなるべく絞る。また、子どもの発言をじっくり待つ。
- 先入観をもたずに聞く。勝手な解釈や評価はしない。
- 聴取は、被害者→周囲にいる者（冷静に状況をとらえている者）→加害者の順に行うことが望ましい。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないよう細心の注意を払う。
- 聴取を終えた後は、該当生徒を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

● 好ましくない対応

- ・ 「気にしすぎ」とか「あなたにも責任がある」といった言動をとる。（たとえいじめとは言えない場合でも、訴える側にはそれだけの事情がある。）
- ・ 指導を加えず、当事者同士の話し合いだけに任せて解決とする。
- ・ どちらの言い分が正しいか、主観的に決めつける。
- ・ 注意、叱責、説教だけで終わったり、ただ表面的に謝ることで解決とする。
- ・ 十分な事実確認をしないまま、または、本人や相手の合意を得ないまま対面の場をもつ。

(2) いじめを受けた児童生徒への対応

① 基本的な姿勢

- 子どもの話を共感的に聴き、率直な心情を聴き取ることが中心に進める。その際、無理強いしないようにする。
自分の心情を素直に話せない子どももいる。保護者や同級生などから情報を収集して、行動や生活の変化をとらえた上で心情を引き出すことも大切である。
- いじめられた子どもを支え、表面的な変化から解決したと判断せず、継続して見守っていく。

② 事実の聴取と経過観察・支援にあたって

- 担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。

- 悔しさやつらさにじっくりと耳を傾けるとともに、しっかりと守っていく姿勢を示す。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の子どもの今後の付き合い方など、本人の気持ちを確かめながら行動の仕方を具体的に助言する。
- 本人の状態や気持ちによっては、座席、係活動・当番活動などのグループに配慮するなど、「居場所づくり」に努める。
- 些細な心配でもいつでも相談できるように、学校の連絡先（電話番号・教職員名）を伝えておく。

● **好ましくない対応**

- ・「いじめられている方にも問題がある」「がんばれ、いい試練だ」といった人権感覚に乏しい発言をする。

(3) いじめた児童生徒への対応

① **基本的な姿勢**

- 人をいじめることは卑怯な行為であり、「いけないことはいけない」という認識を持ち毅然と指導する。
- その一方で、事実関係はもとより、いじめを行った背景や経過についても把握し、子どもの心の内面を理解するように努める。(第5章(7)参照)
- どの子どもにも自分の行為を省みて、よりよい生き方に改めていく力があるという認識を持ち、その子どもの成長を願うという基本姿勢で指導にあたる。行った行為に対して、生き方としてどうなのか、自分はどうすべきだったのか、今後どうしていくのかをしっかりと内省させる。

② **事実の聴取と経過観察・指導にあたって**

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- うそやごまかし、言い逃れや責任転嫁等のないよう事実確認を行う。
- なぜいじめが絶対に許されない行為であるのか、人権の視点で認識させる。いじめられた児童生徒の身になってよく考えさせ、自分がしたことの重大さに気づかせる。
- いじめに至った自分の心情やグループ内での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。自分のしたことについて理解や判断が難しい児童生徒に対しては、事実関係等を図示したり時系列に文字化して示したりして、自分を客観的に見つめさせるような手立てを工夫する。
- 今後の行動を考えさせるにあたっては、いじめの様態や程度、児童生徒の実態等に応じて、できるだけ具体的なあり方を、児童生徒と教師とで確認する。「人を大切にする」「がんばる」など、抽象的な目標設定に終わらず、それは具体的にはどのような行動かを約束し、教師もそれを見守っていくこととする。
- 不平不満、満たされない気持ちなどをじっくり聴く。ただし、その気持ちを置き去りにして、教師の提案・考えを押しつけるような対応にならないよう心がける。

● **好ましくない対応**

- ・体罰を行う。
- ・みんなの前でいじめた児童生徒を非難したり、人格を否定するような発言をする。
- ・命令口調で対応したり、一方的に問い詰めたり追い詰めたりする。
- ・過去を引き合いに出す。
- ・兄弟姉妹と比較する。



いじめと「懲戒」

(国『いじめ防止基本方針』より)

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことのできるよう成長を促す意味で行う。

* 懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校に在籍する年齢児童生徒を除く。）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

(4) 周囲の児童生徒、学級への対応

① 基本的な姿勢

- 教師の意識は、いじめられている子どもに安心感を与え、周囲の子どもにも真剣に考えようとする意識を生む。解決への強い意志を率直かつ真剣に伝えるようにする。
- 担任が学級全体の問題として取り上げることが必要だと考えても、独断的な判断や解決方法では成果が期待できないこともある。校内組織の方針や他の経験豊かな教師などの助言も受ける。
- なぜいじめはいけないのかということについて、いじめられた児童生徒への影響、人としての生き方の問題として、児童生徒の発達段階に応じて理解を促す。
- よりよい学級や学年等集団をつくるために、全体のあり方の問題として対応していくという認識を教師と児童生徒で共有する。

② 事実の聴取と経過観察・指導にあたって

- いじめられた児童生徒は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- 周囲ではやしたてていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。子どもに当事者意識が生まれても、問題を解決する場が確保され、子ども自身が解決の方法を見いださなければ、いじめの根を絶つこと、さらに未然防止にはつながらない。性急で表面的な解決を求めることなく、子ども同士がしっかり考え話し合う場を十分確保する。
- いじめの事実を告げることは、つらい立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であること、「チクリ」などと批判する態度こそ問題であることを伝える。
- いじめの発生とも関係すると思われる集団の行動規範や言葉遣いなどがあれば、振り返らせる。

● 好ましくない対応

- ・中には心を痛めながらも傍観者の立場にいた者もある。なぜ先生は気づかないのかと感じていた者もいるかもしれない。そのような中で、教師の指導が正義をふりかざすような表面的な説諭や感情的な主張に終始すれば、禁止的な指導としか映らず、結果的に子どもの心に届かなかったり子ども自身の主体的な解決能力につながらなかったりする。

● 学級全体の問題とすることが不適當な場合

- ・本人の秘密にしたい事象が明かされ、孤立が深まるおそれがある場合
- ・学級内の信頼関係、学級の自浄能力が不十分で、問題の解決にとって効果がないと考えられる場合
- ・本人や保護者が学校や担任に不信感を抱いている場合

5-② 保護者との連携

(1) いじめられた児童生徒の保護者との連携にあたって

- 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- 憶測で話をしない。事実関係を正確にわかりやすく伝える。関係のないことまで話を広げない。
- 学校として力を合わせて子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。対応を安易に終結せず、経過を観察することを伝え、理解と協力を得る。
- いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を控えていただくことを依頼する。
- いじめた児童生徒や保護者への一方的な非難は、思いを丁寧に聴いた上で、冷静な判断も促すように努める。
- 家庭での様子について、どんな些細なことでも心配な点があれば学校に伝えてもらう。いつでも相談できるように、学校の連絡先（電話番号・教職員名）を覚えておく。
- 自己肯定感や自信が持てるような言葉かけ、励ましを心がけてもらう。
- 家庭において安心して話せる環境（時間・相手・方法など）を設けてもらう。

● 好ましくない対応

- ・保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはこれまでいじめはなかったので……」「いじめは見えにくいので……」など、自己防衛的な発言に終始する。
- ・「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。
- ・「いじめた子どもにもいろいろと事情があって……」など、いじめそのものを間接的に容認するような発言をする。
- ・電話で簡単に対応する。

(2) いじめている子どもの保護者との連携にあたって

- 事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をする。
- 対応の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- 相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- 憶測で話をしない。事実関係を正確にわかりやすく伝える。関係のないことまで話を広げない。
- 誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実をもとに指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- 学校の指導方針を示し、被害者への謝罪、子どもへの対応方法などを具体的に助言する。
- 保護者としての怒り、失望、自責の念などの心情を理解する。保護者の気持ちが追い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度となることがある。子どものよさや今後の変容への期待も伝えたり、保護者の苦労も十分ねぎらいながら対応する。
- 事実を認めなかったり、うちの子どもの先頭に立ってやったわけではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実を確認し、学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。
- 教師と保護者が協力して子どもを育てるという姿勢を示す。
- 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。

● **好ましくない対応**

- ・ 保護者を非難する。
- ・ これまでの子育てについて批判する。
- ・ 電話で簡単に対応する。

(3) 保護者との日常的な連携

- 年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

<参考> 聴取・対応の際の心得

傾聴	相手の顔を見てうなづきながら聴き、しっかり聴いているというメッセージを伝える。
復唱	相手の訴えた言葉を復唱し、相手の言葉をしっかり受け止めているというメッセージを伝えるとともに、相手が自分に起きていることを客観的にとらえられるよう促す。
整理	話が混乱してきているときには、聴いた内容を整理し、相手が自分の感情を整理し、話の内容や事実関係を正確に伝えられるようにする。
質問	話している内容がわかりにくいからといって、相手の話をさえぎってまで聞かない。不明確なところを簡潔に整理してから質問する。
支持	相手の気持ちや行動、努力している姿を認める言葉をかける。本人の努力した方向が違っているとしても否定せず、「どうしてそうしたの?」「どんな気持ちだったの?」など、その気持ちを聴くようにする。



まずは傾聴から

相談対応の基本は「傾聴」。ただし、「大人は自分の気持ちを聴くふりをして、その後で自分を言いくるめようとする言葉を考えている。」と感じ取る子どももいます。子どもは敏感です。当事者である子どもの気持ちを置き去りにして、一方的に提案を押しつけないように心がけたいものです。

(平成25年度相談窓口関係機関連絡会議・県少年サポートセンター少年警察補導員の話から)



(3) 中・長期的な対応

いじめへの対応、指導について整理、検討しながら、長期的視点での支援や指導の方針を検討する。

○いじめられた児童生徒に対して

- いじめを受けた児童生徒の心の傷は、本人のとらえ方によって違いがある。いじめが解決したと見られる場合でも、陰でいじめが継続していたり、相手が替って再発したりすることもある。日々の様子や生活ノートの内容に気を配るとともに、声かけや面談を行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。
- 対応経過を保護者にこまめに伝えるとともに、子どもの様子等について情報提供を受ける。

○いじめた児童生徒に対して

- 生活ノートや面談などを通して交流を続けたり、当該児童生徒に関わりのある他の教職員からの情報を聞き取ったりしながら、成長を支援し確認していく。

- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。
- 子どもたちの人間関係が変わるなどして、いじめていた子どもがいじめられることもある。集団への適応(居場所づくり)と集団の育成(絆づくり)の両面から配慮していく必要がある。

○全体に対して

- 対人関係能力の向上が必要と感じたら、養護教諭やスクールカウンセラー等の協力のもと、児童生徒の発達段階に応じたSST(ソーシャルスキルトレーニング)などを行うことも有効である。集団への適応(居場所づくり)と集団の育成(絆づくり)の両面から配慮していく必要がある。
- 日常的な観察やチェックリスト等により、些細な変化を見逃さないようにするとともに、定期的なアンケート調査等を実施することで、問題の早期発見を図る。
- いじめを許さない集団づくり、魅力ある学校づくりに向けた話し合いを深めるとともに、児童生徒自身が具体的に取り組む動きにつながるように導く。
- 学校体制として対応を振り返り、不十分な点があれば見直しを行う。
- 教師も、日頃からいじめの防止やよりよい学級・学校づくりに、児童生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。



家庭で……

①「いじめ」と「ストレス耐性」

現在の子どもたちの生活は、個人差はあれ、好きなときに好きなことをやりただけでいい、好きなものを食べただけ食べるといった傾向がみられます。そのような生活実態の中で「ストレス耐性」がつかず、我慢することが必要な場面や緊張する場面で、感情にまかせた言動をとったり、ちょっとしたプレッシャーにも耐えられず自分をコントロールできなかつたりといった傾向が顕著な子どもが増えていっていると言われています。

いじめを行う子どもの中には、何のためらいもなくそれを行う子どももいます。ストレス耐性が身についていないため、内心の葛藤や自己コントロールといった、いじめを抑止する心が育っていないためです。子どもの頃に身につけた習慣は、改めようと思っても容易なことではありません。

このように考えると、鳥取県や各市町村で取り組んでいる学校と家庭とが連携した取組は、学習への影響だけではなく、いじめの防止にもつながるものとも言えます。

②「いじめ防止対策推進法」に示された子どもと保護者の努力義務

この法で、子ども、保護者に対してもいじめ問題への関わりが規定されました。いじめを子どもだけの責任とすることなく、子どもがいじめに向かわないようにするために、家庭でも常日頃から「いじめは絶対にしてはならない」と指導することも求められます。

四 いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならないこと。

八 保護者の責務等

- 1 保護者は、子の教育において第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等を保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者、その設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

<参考>いじめの対応に関する記録（様式例）

いじめ対応記録カード				取扱注意	
被害者	学年	組	氏名	性別	
担任			支援チーム		
<p>●いじめの状況</p> <p><input type="checkbox"/>様態 <input type="checkbox"/>発見のきっかけ <input type="checkbox"/>いじめの発端 <input type="checkbox"/>いじめた側・いじめられた側の状況 <input type="checkbox"/>周囲の状況</p>					
<p>●いじめの背景・人間関係・経過等</p>					
<p>●報告・情報共有の状況</p>					
<p>●対応状況 ※聴取内容等は別紙に記載し添付</p>					
月日	いじめられた児童生徒への対応内容	月日	いじめた児童生徒への対応内容		

6 ネット上のいじめへの対応

1 ネット上のいじめとは

(1)「ネット上のいじめ」の特徴

「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やスマートフォン、パソコン等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものです。

「ネット上のいじめ」の特徴

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

このような「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、学校においても、「ネット上のいじめ」の特徴を理解した上で、「ネット上のいじめ」の未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を行っていくとともに、発生したときの対処の具体的な仕方について理解しておく必要があります。

(2)「ネット上のいじめ」の類型

①掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」

ア) 掲示板・ブログ・プロフへの誹謗・中傷の書き込み

インターネット上の掲示板やブログ、プロフに、特定の子どもの誹謗・中傷を書き込み、いじめにつながっている場合もあります。

イ) 掲示板・ブログ・プロフへ個人情報を無断で掲載

掲示板やブログ、プロフに、本人に無断で、実名や個人が特定できる表現を用いて、電話番号や写真等の個人情報が掲載され、そのために、迷惑メールが届くようになったり、個人情報に加えて、容姿や性格等を誹謗・中傷する書き込みをされ、クラス全体から無視されるなどのいじめにつながったりしたケースがあります。

ウ) 特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う

特定の子どもになりすまして、無断でプロフなどを作成し、その特定の子どもの電話番号やメールアドレスなどの個人情報を掲載した上、「暇だから電話して」などと書き込みをしたことにより、個人情報を掲載された児童生徒に、他人から電話がかかってくるなどの被害事例があります。

【参考】

(電子) 掲示板・・・参加者が自由に文章等を投稿することで、コミュニケーションを行うことができるウェブサイトのこと。掲示板の管理者がテーマ等を設定し、その内容に沿った書き込みをする。

ブログ・・・・・・・・・・「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるウェブサイト。携帯電話等を使用して更新するブログは「モブログ」と呼ばれている。

プロフ・・・・・・・・・・「プロフィールサイト」の略で、パソコンや携帯電話からインターネットを利用して、自己紹介サイトを作成することができる。事業者(プロバイダ)が行っている無料のプロフィール作成用サービスを利用すれば、小中学生でも簡単に作成することができる。不特定多数の者が見たり書き込んだりすることができる。

②メールでの「ネット上のいじめ」

ア) メールで特定の子どもに対して誹謗・中傷を行う

誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信するなどして、いじめを行ったケースがあります。インターネット上から、無料で複数のメールアドレスを取得できるため、いじめられている子どもには、誰からメールを送信されているのか分からないこともあります。

イ) 「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する

特定の子どもを誹謗・中傷する内容のメールを作成し、「複数の人物に対して送信するように促すメール(チェーンメール)」を、同一学校の複数の生徒に送信することで、当該生徒への誹謗・中傷が学校全体に広まったケースがあります。

ウ) 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う

第三者になりすまして送られてくるメールのことを、「なりすましメール」と呼んでいます。なりすましメールは、子どもたちでも簡単に送信することができます。クラスの多くの子どもになりすまして、「死ね、キモイ」などのメールを特定の子どもに何十通も送信した事例などもあります。

③その他

口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットで、誹謗・中傷の書き込みの事例などがあります。また、最近の事例では、SNS(ソーシャルネットワークワーキングサービス)を利用して、誹謗・中傷の書き込みを行うことが増加

してきています。「ネット上のいじめ」は、インターネットの使い方の変化や新しいシステムやサービスなどの出現などにより、新たな形態のいじめが生じることが考えられます。

【参考】

口コミサイト・・・インターネット上で、様々な物事の評判を情報交換のためのウェブサイトのこと。利用者が自由に書き込むことができる。

オンラインゲーム・・・コンピュータネットワークを利用して、別々の場所においても、オンライン上で同時に同じゲームを行うことができるもの。ゲームだけではなく、チャット等への書き込みを行うことで、コミュニケーションを行うことができる。

チャット・・・・・・・・文字を使って、ネットワーク経由で遠隔地の人と時間差なしで会話すること、もしくはその機能。チャットとは「おしゃべり」のこと。現在は、音声による「ボイスチャット」、映像も追加した「ビデオチャット」もある。

SNS・・・・・・・・ソーシャルネットワーキングサービスの略。コミュニティ型の会員制のウェブサイトのこと。既存の会員からの招待がないと会員になれないという形式をとっていることが多い。会員になると、自由に書き込みを行うことができる。

2 「ネット上のいじめ」への対応について

(1) 掲示板等への誹謗・中傷等への対応

①書き込み内容の確認

誹謗・中傷等の書き込みの相談が生徒・保護者等からあった場合、その内容を確認する。その際に、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存するようにします。記載内容によっては、同じ学校や学級の者による書き込みかどうか、さらに言い回しなどからは、特定人物が推測できることもあります。

掲示板等の中には、パソコンから見るできないものも多くあるため、その場合は、携帯電話から掲示板等にアクセスする必要があります。また、携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存しましょう。

②掲示板等の管理者に削除依頼

掲示板等のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」と表示されているところを探します（ページの下の方にあることが多いようです）。該当箇所をクリックすると、管理者にメールを送ることができるページが表示されます。そのページに、件名、内容等の事項を書き込んで、「送信ボタン」を押して送信すると、管理者にメールが届くようになっています。

なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、先に「利用規約」等に記載されている削除依頼方法を確認する必要があります。

削除依頼を行う場合は、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行うことが適当です。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載する必要はありません。掲示板等の管理者の中には、悪意のある人もおり、個人情報悪用される場合もあります。

③ 掲示板等のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行います。

【参考】 掲示板等の管理者・プロバイダへの削除依頼のメールの文例

以下の例を参考にしながら、分かりやすく簡潔に書くようにしましょう。その際には、削除が必要なURLや書き込みNo.、削除理由を記載する必要があります。

[件名] 【削除依頼】 誹謗・中傷の書き込み

[本文]

URL : http:// ~

スレッド : http:// ~

書き込みNo. :

違反内容 : (具体的な書き込みの内容を書いてください。)

削除理由 :

上記の掲示板内に、個人を誹謗・中傷する書き込みがあり、当人が大変迷惑しています。さらに書き込みが行われると、犯罪に発展する可能性もあります。

貴サービスの利用規約等に基づき、当該書き込みの削除を行うようお願いいたします。

④ 削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合は、送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認し、不備があった場合には、必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送します。削除が必要なURLや書き込みNo.などの記載がなかったために、削除されていない場合もあります。

それでも削除されない場合は、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討します。

● 警察との連携

「ネット上のいじめ」の問題に対し、適切に対応していくためには、教育委員会等が中心となって、各地域の状況に応じた、学校と警察との協力体制

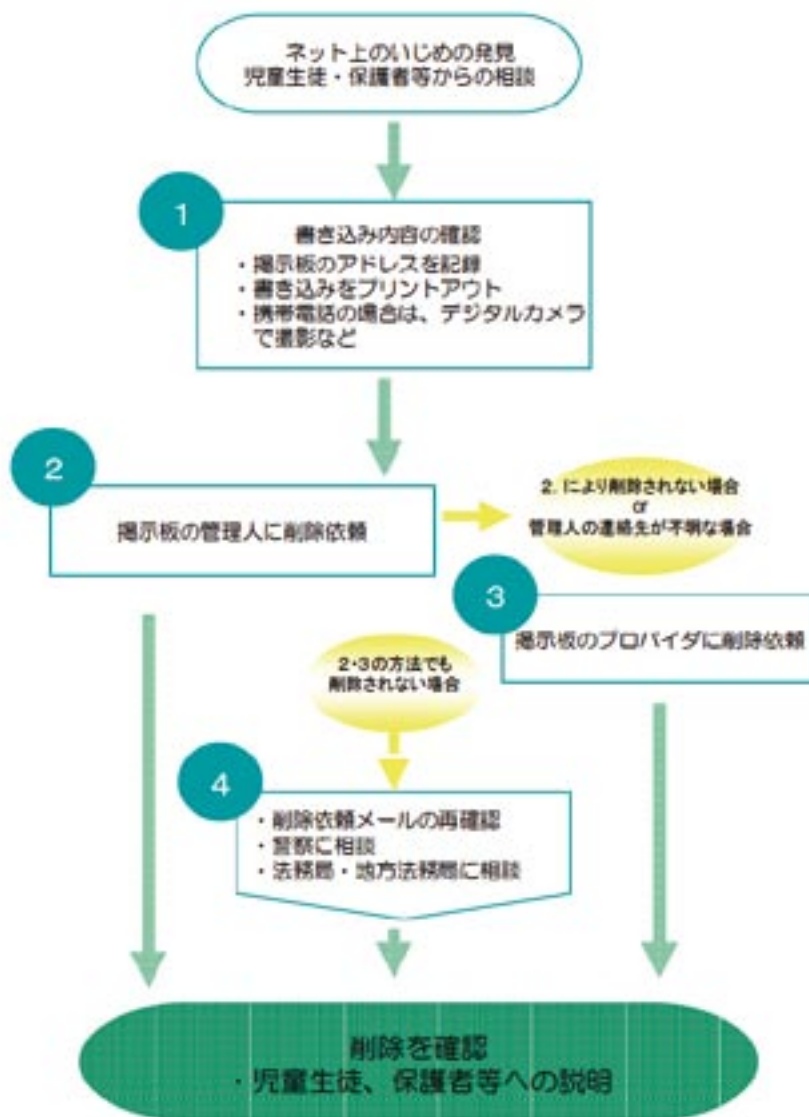
の構築を検討することも有効です。

●法務局・地方法務局との連携

法務省の人権擁護機関である全国の法務局・地方法務局では、インターネット上の掲示板等にプライバシー侵害に当たる悪質な書き込みがなされたとして被害者等から相談を受けた場合、掲示板等を管理するプロバイダ等に対して、削除を依頼する方法や発信者情報の開示を請求する方法など、事案に応じた適切な助言を行っているほか、被害者自ら被害の回復予防を図ることが困難であるような場合は、表現の自由に配慮しつつ、法務局・地方法務局からプロバイダ等に対して削除要請を行っています。

学校だけの対応では解決できない場合などは、法務局・地方法務局に相談して対応することも有効です。

—— 誹謗・中傷の削除の流れ ——



出典：「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（H20 文部科学省）

(2)「ネット上のいじめ」が発見された場合の児童生徒への対応

①いじめを受けた児童生徒への対応

「ネット上のいじめ」を含めたいじめに対しては、学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要です。毎日の面談の実施や、緊急連絡先の伝達を行うなど、被害児童生徒の立場に寄り添った支援が大切です。

また、学級担任だけで対応するのではなく、複数の教師で情報を共有して対応するなど、学校全体で「ネット上のいじめ」に対して取り組んで行くことが重要です。

②いじめを行った児童生徒への対応

いじめを行った児童生徒が判明した場合には、いじめを行った自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、掲示板に誹謗・中傷を書き込んだという例などもあるため、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応が必要です。

また、「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと異なるものではなく、決して許されないものであるということ、また「ネット上のいじめ」の特徴について、粘り強い指導を行うとともに、いじめを行った児童生徒に対するケアも行う必要がある場合があります。特に「ネット上のいじめ」に関しては、いじめを行った児童生徒が軽い気持ちで書き込みを行ったり、いじめを行った生徒自身が悩みや問題を抱えていたりする場合がありますため、事後の指導から受ける精神的な影響が大きい場合もありますので、個別の事例に応じて、十分な配慮のもとでの指導が求められます。

③全校児童生徒への対応

「ネット上のいじめ」等が生じた場合には、全校児童生徒への指導を行うとともに、日頃から情報モラル教育を学校全体として行い、子どもたちが「ネット上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないように指導を充実させることが重要です。

(3)「ネット上のいじめ」が発見された場合の保護者への対応

「ネット上のいじめ」を発見した場合には、いじめを受けた児童生徒の保護者に迅速に連絡するとともに、保護者と話し合いの機会を持ち、学校の対応、状況、その後の対応について説明した上で、継続的に連絡・相談しながら進めることが重要です。

いじめを行った児童生徒が明らかな場合は、その保護者に対しても、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方について具体的に話し合うことが必要です。

加えて、必要に応じて、保護者会を開催する際には、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の心情に配慮し、また個人のプライバシーを尊重しつつ、学校において起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応の状況の説明、家庭での協力などを依頼し、また、「ネット上のいじめ」に対する学校における対応方針を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得ることも重要となります。

3 「ネット上のいじめ」の未然防止について

(1) 情報モラル教育の必要性と教職員研修

「ネット上のいじめ」を予防する観点、また、「ネット上のいじめ」以外にも、子どもたちがインターネット上のトラブルに巻き込まれることも考えられます。そのような情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などの情報モラル教育を学校全体で行っていく必要があります。

また、教職員が、インターネット等に関する知識や「ネット上のいじめ」の実態を理解し、児童生徒への情報モラルに関する指導力の向上を図ることが重要です。インターネット環境は日々進化しており、ゲーム機や音楽プレーヤーもインターネットに接続できるものがあることや誰でも無線LANでインターネットに接続できるフリースポットが増えていることなど、インターネット環境の変化に教職員も敏感である必要があります。

【参考】情報モラル教育において指導すべき、「ネット上のいじめ」にかかわる視点

<掲示板>

◇掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。

◇ネットいじめには応答しないこと。(応答は、相手をさらに助長させる。)

◇書かれていることが全て真実であると信じないこと。(インターネットを利用する人々が、想像通りの人とは限らないし、本人が言っている通りの人とも限らない。)

<チェーンメール>

◇チェーンメールが回ってきたら、家族や先生に相談すること。

◇チェーンメールを転送すると、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねる可能性もあるので、絶対に転送しないこと。また、チェーンメールの内容に、特定の個人を誹謗・中傷する内容が含まれているものを転送した場合、自分自身も「ネットいじめ」を行ったことになること。

◇チェーンメールに書かれている電話番号やメールアドレス等は、メールの内容とは無関係であり、こちらから連絡しないこと。

<その他>

◇IDやパスワード、個人名、住所、電話番号などの個人的な情報を他人に知らせないこと。

◇未成年者はインターネット上で知り合った人と、会う約束をしないこと。

【参考】

先生のための「情報モラル指導チェックシート」

次のチェックシートをご覧になって、当てはまるものに○印を入れてください。いくつか○印が入るでしょうが、

	チェック内容	○印
1	児童生徒が提供する情報や情報社会での行動に責任を持ち、インターネットの情報を集めて調べ方を検討している	
2	教科や道徳、特別活動（学級活動）、「総合的な学習の時間」で情報モラルを取りあげて、細やかなことを考えた情報のかかりとりやネット社会のルールやマナーを守る態度を指導している	
3	児童生徒がインターネットを利用する際に、情報の正しさや安全性などを理解し、健康面に気をつけて活用できるように指導している	
4	学校全体で情報モラルの指導計画を策定し、体系的に情報モラルを指導している	
5	調査活動などでWeb検索を利用する際にインターネット上には不適切な情報があることを指導している	
6	伝え合う力を指導する際に、相手を思いやるコミュニケーションについて指導している	
7	児童生徒がパスワードや自他の情報の入札など、情報セキュリティの基本的な知識を身に付けるように指導している	
8	コンピュータの置き場所や使い方、履歴の管理などを保護者に指導し、家庭でのルール作りを助めている	
9	保護者懇談会では情報モラルについて取り上げ、話題にすると共に普及に努めている	
10	保護者と連絡を密にして、コンピュータや携帯電話の使い方について児童生徒の実態をまよく知っている	

○印の数	アドバイス
1～2個	児童生徒の指導のために今のうちからの情報モラルの指導に取り組みましょう。このガイドブックをよく読むことが最初の一手です。
3～5個	よく頑張っています。まだやるべきことはたくさんあります。やらなければならぬこと、やり残していることを、このガイドブックから見つけましょう。
6～8個	よくできています。教科としてやるべきことがしっかり見えているように思います。チェックが入らなかった項目にチェックが入るよう、さらに向上してください。
9～10個	すばらしいです。あなたが取り組まれている実践を学校内外に広げるとともに、これからも情報収集に努め、新たな問題にも適切に対応し課題解決されることを祈ります。

「情報モラルチェックシート」（児童生徒用）

次のチェックシートではまるものに○印を入れてください。いくつか○印が入るでしょうが、

	チェック内容	○印
1	パスワードを大切にし、他人のパスワードをたずねたり、使ったりしていない	
2	迷惑メールが来てもしっかり見て、返信をしない	
3	あやしいメールに返信をしたり添付ファイルを開いたりしていない	
4	チェーンメールは断断して自分のところでストップさせている	
5	知らないページが開いたらすぐにそのウィンドウをとじるようにしている	
6	ネットショッピングの利用やネットゲームのアイテム購入を家の人に聞いていない	
7	ダウンロードはしないが、する時にはその人に確認を取ってからしている	
8	チャットや掲示板には悪口や意味のないこと、事実と違うことを書き込まない	
9	チャットや掲示板で初めての人に誘われても、気遣い合わない	
10	チャットや掲示板、ブログ、SNSに個人情報を書き込まない	
11	他の人が書いた文章や撮った写真、ビデオなどを、自分のもののようにして勝手に転送しない	
12	著作物をコピーして、勝手に配布していない	
13	携帯電話を使ってよい場所や時間を守り、勝手に他の人の写真を撮ったりしていない	
14	家の人と使う時間を決めて時間を守って携帯電話やコンピュータを使っている	
15	買ったことがあれば先生や家の人に相談するようにしている	

.....><.....

○印の数	アドバイス
1～3個	家の人とコンピュータやネットワークの使い方をもう一度しっかり話し合って、安全な使い方をできるように努めましょう。
4～7個	気をつけてコンピュータを使っています。ただ、まだまだ安全な使い方とは言えないので、大人の人から話を聞いていろいろな情報を集めたりして安全に使うように努めましょう。
8～12個	コンピュータやネットワークを正しく使おうとしています。ただもう少しやるべきことがあるので、○印がつかったところに○をつけてもう努力しましょう。
13～15個	すばらしいです。友達が困っていたら積極的にアドバイスしてあげてください。また、新しい問題にも今までの経験を生かし、大人の人と相談しながら解決してください。

出典：すべての先生のための「情報モラル」指導実践キットオブガイド（日本教育工学振興会）

(2) 保護者への啓発

「ネット上のいじめ」については、学校だけの取組だけでなく、学校と家庭や地域が連携・協力し、「ネット上のいじめ」の予防と、早期発見・早期対応へ向けた取組を行っていかなくてはなりません。そのためには、

- ①携帯電話等の利用に関する危険性と子どもたちの携帯電話等の利用の実態について保護者が理解し、「ネット上のいじめ」の実態等について子どもと話し合い、携帯電話等の利用に関して家庭におけるルールづくりを行っていく必要があります。
- ②また、保護者が携帯電話等へのフィルタリング・ペアレンタルコントロールの設定が、「ネット上のいじめ」を予防する点で有効な場合もあることを理解し、子どもの携帯電話等へのフィルタリング・ペアレンタルコントロールの設定を行うことも重要となります。
- ③学校においても、入学式の際の保護者への説明会や保護者会などの機会を捉えて、「ネット上のいじめ」の実態や、家庭での取組の重要性について呼びかけていく必要があります。学校での携帯電話等の取扱いに関する方針について、あらかじめ保護者に説明し、理解を得ることで、その後の指導をスムーズに行うことが可能になります。

(3) ネットパトロールについて

県教育委員会では、インターネット上のいじめや誹謗中傷、犯罪被害等から児童生徒を守るため、早期発見・早期対応の観点から、学校非公式サイト（いわゆる学校裏サイト）、ブログ、プロフ、家出サイトなど問題となる「学校非公式サイト等」の検索、監視等をNPO法人に委託し、実施しています。

不適切な内容・個人情報の書き込みなどが見つかった場合には、各学校の代表メールへ内容やアドレス等を情報提供します。

児童生徒の実態把握や指導、情報モラル教育へ活用してください。

【監視の流れ】

